

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険の保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、国民健康保険の保険給付に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り レセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認
③システムの名称	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
国保給付ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表 第44項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」 第24条1号、3号、4号、5号、8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、4、6、13、27、42、48、56、65、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」 第2条第4号、第4条第3号、第19条の2、第20条の2第3号、第23条の2の2第4号、第24条第2号、3号、4号、5号、第30条の3第3号、第46条第2号、3号、4号、5号 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69、70の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」 第24条1号、2号、3号、4号、5号、8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課保険給付係
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部保険年金課保険給付係 0289-63-2166
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等を遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第30項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、別表第一 第30項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号、別表第二の42,43の項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条7号、別表第二の42,43の項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 駒場 睦司	保険年金課長 川田 謙	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年1月1日 時点	平成29年6月20日 時点	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年1月1日 時点	平成29年6月20日 時点	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、別表第一 第30項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項、別表第一 第30項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第24条1号、3号、4号、8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条7号、別表第二の42,43の項	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第7号 別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第2条4号、5号イ、8号イ、第3条5号、6号イ、9号イ、第5条4号、5号、8号、第8条3号二、第10条の2 4号、第11条の2 4号、第12条の3 4号、第15条4号、第19条1号イ、2号、3号、4号、5号、6号、第22条の2 2号イ、3号、4号、第24条の2 3号イ、4号イ、5号、第25条3号イ、第31条の2 4号イ、5号イ、6号、第33条1号、第41条の2 3号、第43条3号イ、第44条1号イ、2号、3号、4号、5号、6号、第49条2号二、第53条1号イ、2号イ、4号イ、第55条の2 4号、第59条の3 3号二 【情報照会の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条第7号別表第二42、43 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第25条1号、2号、3号、4号、5号、第25条の2	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	保険年金課長 川田 謙	保険年金課長	事後	
平成31年3月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成31年1月23日 時点	事後	
平成31年3月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成31年1月23日 時点	事後	
平成31年3月22日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月30日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②部署	市民部保険年金課保険給付係	市民部保険年金課国保係	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ 連絡先	市民部保険年金課国保係 0289-63-2166	市民部保険年金課国保係 0289-63-2166	事後	
令和2年7月30日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年1月23日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	
令和2年7月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年1月23日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第7号 別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」 第2条4号、5号イ、8号イ、第3条5号、6号イ、9号イ、第5条4号、5号、8号、第8条3号ニ、第10条の2 4号、第11条の2 4号、第12条の3 4号、第15条4号、第19条1号イ、2号、3号、4号、5号、6号、第22条の2 2号イ、3号、4号、第24条の2 3号イ、4号イ、5号、第25条3号イ、第31条の2 4号イ、5号イ、6号、第33条1号、第41条の2 3号、第43条3号イ、第44条1号イ、2号、3号、4号、5号、6号、第49条2号ニ、第53条1号イ、2号イ、4号イ、第55条の2 4号、第59条の3 3号ニ 【情報照会の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第7号別表第二42、43 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」 第25条1号、2号、3号、4号、5号、第25条の2	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第8号 別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」 第2条4号、5号イ、8号イ、第3条5号、6号イ、9号イ、第5条4号、5号、8号、第8条3号ニ、第10条の2 4号、第11条の2 4号、第12条の3 4号、第15条4号、第19条1号イ、2号、3号、4号、5号、6号、第22条の2 2号イ、3号、4号、第24条の2 3号イ、4号イ、5号、第25条3号イ、第31条の2 4号イ、5号イ、6号、第33条1号、第41条の2 3号、第43条3号イ、第44条1号イ、2号、3号、4号、5号、6号、第49条2号ニ、第53条1号イ、2号イ、4号イ、第55条の2 4号、第59条の3 3号ニ 【情報照会の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第8号別表第二42、43 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」 第25条1号、2号、3号、4号、5号、第25条の2	事後	
令和3年10月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民部保険年金課国保係 0289-63-2166	保健福祉部保険年金課国保係	事後	
令和3年10月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	市民部保険年金課国保係 0289-63-2166	保健福祉部保険年金課国保係 0289-63-2166	事後	
令和3年10月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月15日 時点	令和3年10月15日 時点	事後	
令和3年10月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月15日 時点	令和3年10月15日 時点	事後	
令和5年11月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	保健福祉部保険年金課国保係	保健福祉部保険年金課保険給付係	事後	
令和5年11月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	保健福祉部保険年金課国保係 0289-63-2166	保健福祉部保険年金課保険給付係 0289-63-2166	事後	
令和5年11月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月15日 時点	令和5年11月16日 時点	事後	
令和5年11月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月15日 時点	令和5年11月16日 時点	事後	
令和6年11月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 第30項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第24条1号、3号、4号、8号	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 第44項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」 第24条1号、3号、4号、8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第8号 別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」 第2条4号、5号イ、8号イ、第3条5号、6号イ、9号イ、第5条4号、5号、8号、第8条3号ニ、第10条の2 4号、第11条の2 4号、第12条の3 4号、第15条4号、第19条1号イ、2号、3号、4号、5号、6号、第22条の2 2号イ、3号、4号、第24条の2 3号イ、4号イ、5号、第25条3号イ、第31条の2 4号イ、5号イ、6号、第33条1号、第41条の2 3号、第43条3号イ、第44条1号イ、2号、3号、4号、5号、6号、第49条2号ニ、第53条1号イ、2号イ、4号イ、第55条の2 4号、第59条の3 3号ニ 【情報照会の根拠】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条第8号別表第二42、43 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」 第25条1号、2号、3号、4号、5号、第25条の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、4、6、13、27、42、48、56、65、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」 第2条第4号、第4条第3号、第19条の2、第20条の2第3号、第23条の2の2第4号、第24条第2号、3号、4号、5号、第30条の3第3号、第46条第2号、3号、4号、5号 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69、70の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」 第24条1号、2号、3号、4号、5号、8号	事後	
令和6年11月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月16日 時点	令和6年11月13日 時点	事後	
令和6年11月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月16日 時点	令和6年11月13日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月13日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等を遵守している。	事後	
令和7年6月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年11月13日 時点	令和7年6月3日 時点	事後	
令和7年6月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年11月13日 時点	令和7年6月3日 時点	事後	